

## 《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 平成31年1月31日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

|      |     |       |     |       |     |        |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 出席委員 | 1番  | 大西 善郎 | 2番  | 小川 利  | 3番  | 小田 常雄  |
|      | 4番  | 金田 善雄 | 5番  | 木下 茂  | 6番  | 齋藤 はつ子 |
|      | 7番  | 柴田 精治 | 8番  | 谷口 清美 | 9番  | 手塚 弘二  |
|      | 10番 | 中井 弘  | 11番 | 仲須 眞理 | 12番 | 長谷目 隆  |
|      | 13番 | 濱堀 秀規 | 14番 | 林 博子  | 15番 | 板東 幸雄  |
|      | 16番 | 藤本 詳治 | 17番 | 増金 義文 | 18番 | 松村 多美子 |
|      | 19番 | 向 栄治  | 20番 | 八木 健治 |     |        |

欠席委員 無

### 議 案

|                                    |       |    |
|------------------------------------|-------|----|
| 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について | 所有権移転 | 3件 |
| 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について      |       | 3件 |
| 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について         |       | 1件 |
| 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について         |       | 6件 |

### 報 告

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について            | 14件 |
| ②農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) | 1件  |
| ③非農地証明願について                         | 1件  |
| ④地目紹介について                           | 1件  |

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から平成31年1月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名であり、全員出席でございます。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は3番小田委員、4番金田委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 3件>  
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案通り承認といたします。

続きまして、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。

なお、申請番号1番及び2番につきましては、議案送付後に、申請者より許可申請取下願が提出されましたので、今回につきましては議案事項として取り扱わ

ないことといたします。

ですので、申請番号3番からご審議いただきたいと思います。

事務局係長            <3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>  
                              ・申請番号3について申請内容説明

谷口会長                次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
                              事務局からの説明のとおり、申請番号1番及び2番の案件については取り下げ  
                              となりましたので、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見を  
                              お願いします。

手塚委員                9番。申請地は、賀川豊彦記念館の前にある農地です。  
                              譲受人である●●さんは、大麻町で桃やみかんの果樹栽培を行っています。  
                              申請地には、現在も桃が栽培されており、これまでも●●さんが借り受けて栽  
                              培を行っていました。今後も継続して栽培を行う計画となっておりますので、こ  
                              の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長                ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
                              申請番号3番について採決いたします。  
                              許可することにご異議ございませんか。

委員一同                <異議なし>

谷口会長                申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
                              以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
                              次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入  
                              ります。  
                              まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長            <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>  
                              ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長                次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
                              申請番号1番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

増金委員                17番。申請地は、鳴門市学校給食センターの北東にある農地です。申請人の住  
                              宅が申請地の北に隣接していますが、道路と接していないため、申請地を住宅敷  
                              地の一部として利用していました。

今回、申請地が農地法上の手続きを行わずに利用していることが判明したため、適法状態にするための申請となっております。なお、今回の手続きにおいて始末書の提出があります。

土地の造成は行わずに現状のまま利用する計画であり、農地との隣接部分にある既存のコンクリート土留めにより土砂の流出を防ぎます。雨水については地下浸透で対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、鳴門市学校給食センターの北東、約 155m に位置し、住宅地の中に存在する 10ha 未満の広がりのない小規模農地で、第 2 種農地に該当します。

申請人の住宅敷地が申請地の北に隣接しておりますが、住宅敷地が接道していないために申請地を通行しなければ住宅に進入できないことから、住宅敷地の一部として取り込み、申請人が利用しておりました。

今回、申請地を農地法上の手続きを行わずに利用していたことが判明したため、適法状態にする為の転用許可申請となっております。なお今回の手続きに対して始末書の提出があります。

土地の造成など行わず、現状のまま進入路として活用する計画であり、農地との隣接部分については、既存のコンクリート土留が設置されており、土砂の流出を防いでおります。雨水については基本的には地下浸透で対処する計画です。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 1 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

谷口会長

申請番号 1 番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第 3 号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第 4 号』農地法第 5 条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

< 4. 農地法第 5 条の規定による許可申請について 6 件 >

・ 申請番号 1 ～ 6 について申請内容説明

谷口会長                   次に、地元委員さんのご意見をお願いします。  
                              まず、申請番号1番の地元委員さんお願いします。

手塚委員                   9番。申請地は、ドイツ館の南にある農地です。譲渡人は市外に住んでおり申請地の管理に困っていたところ、太陽光発電敷地を探していた譲受人と売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。  
                              計画では、土地の造成は行わず、既設のコンクリート擁壁により周辺農地への被害防除が図られており、雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
                              次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、ドイツ館の南、約165mに位置し、山地で分断された10ha未満の広がりのない小規模農地で、第2種農地に該当します。  
                              譲渡人は市外在住であり、鳴門市内にある農地の管理に困っていたところ、太陽光発電設備設置用地を探していた譲受人と売買契約をすることとなったため、申請地を太陽光発電設備に転用し、利用するものです。  
                              事業計画では、太陽光発電パネルを300枚設置、94.5kwの発電出力が見込まれております。  
                              本設備は平成30年12月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との系統連携に係る契約もなされております。  
                              事業計画では、土地の造成は行わず、既設のコンクリート擁壁にて周辺農地への被害防除を図ります。雨水については地下浸透で対処します。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
                              申請番号1番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   ＜異議なし＞

谷口会長                   申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
                              次に、申請番号2番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

向委員                   19番。譲渡人は高齢であり後継者もおらず、申請地は長らく耕作放棄地の状態でありました。そこで、譲受人である●●が太陽光発電施設として有効活用するということで売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。計画では、

土地の造成は行わず、施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、八木ノ鼻漁港の南西、約 660m に位置し、住宅地の中に存在する 10ha 未満の広がりのない小規模農地で、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、小松島市に本店を置き、太陽光発電関連業務を行っている法人であり、鳴門市内で太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。

なお申請地は平成 28 年に太陽光発電施設設置を目的として農業振興地域からの除外手続きが完了しており、平成 29 年 2 月に別の申請者が太陽光発電設備設置目的で転用許可を得ておりました。しかし許可後に今回の申請者が代わって事業を行うこととなったため、平成 29 年 5 月に取消願の提出がなされ、許可が取消されています。

事業計画では、太陽光発電パネルを 192 枚設置、48.9kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 29 年 1 月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約もなされております。

事業計画では、土地の造成は行わず、現況のまま利用し、雨水については地下浸透で対処します。施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。  
申請番号 2 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 2 番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号 3 番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

手塚委員

申請地は、J R阿波川端駅の東にある農地です。譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。

計画では、土地の造成は行わず、施設周囲には土留めのためフェンスを設置し

て被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、J R阿波川端駅の東約 510m に位置し、山地と県道鳴門池田線、鉄道で分断された広がりのない 10ha 未満の広がりのない小規模農地で、第 2 種農地に該当します。

譲受人は、香川県高松市に本店を置き、太陽光発電関連業務を行っている法人であり、鳴門市内で太陽光発電事業を計画していたところ、今回、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約がまとまったため、申請地を太陽光発電設備に転用し、利用するものです。

事業計画では、太陽光発電パネルを 340 枚設置、95.2kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 30 年 3 月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約もなされております。

事業計画では、土地の造成は行わず、雨水については地下浸透で対処します。施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号 3 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号 3 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 4 番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

長谷目委員

申請地は、大津中央公民館の南にある農地です。借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、土地の造成は行わず、施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長      申請地は、大津中央公民館の南、約 330m に位置し、住宅地の中に存在する 10ha 未満の広がりのない第 2 種農地に該当します。

借人が、鳴門市内で太陽光発電事業を計画し、用地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約がまとまったため、太陽光発電設備に転用し、利用するものです。

事業計画では、太陽光発電パネルを 228 枚設置、75.06kw の発電出力が見込まれております。

本設備は平成 28 年 3 月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との受給契約も行われております。

事業計画では、土地の造成は行わず、施設周囲には土留めのためフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長      それではお諮りいたします。

申請番号 4 番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同      <異議なし>

谷口会長      申請番号 4 番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号 5 番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

小田委員      3 番。●●の敷地拡大に伴う申請で、工場の隣接地を取得することとなり、当事者同士で話がまとまったため、今回の申請となりました。取得後は緑地として利用する計画です。雨水については地下浸透にて対処する計画であり、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長      ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長      申請地は、J R 勝瑞駅から北西へ約 1,050m、工業専用地域に隣接する農地で 10ha 未満の広がりのない第 2 種農地に該当します。

申請人は、阿南市に本店を置く●●で、鳴門工場の雇用拡大、工場・社屋等の建設計画を予定しており、今後の拡張により一定面積の緑地が必要となることから申請地を緑地にする計画です。

雨水については、地下浸透で対処することとなっており、この転用については



地元水利組合の了解も得ております。

隣接する周辺所有者からも売却の承諾を得ており確実に実施できる予定です。

他に適当な土地もなく、周囲への影響もないことから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号5番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については原案どおり承認することといたします。

次に、申請番号6番の案件について地元委員さんより、ご意見をお願いします。

柴田委員

7番。申請地は、現在れんこんが栽培されております。転用後は太陽光発電施設となる計画です。やや低湿地ではありますが、客土などによる造成は行わずに現状のまま利用すると聞いております。転用もやむを得ないと思います。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、J R 立道駅から南へ約1.5km、旧吉野川と県道徳島鳴門線及び県道津慈広島線に分断された10ha未満の広がりが無い生産性の低い農地で第2種に該当します。

譲受人は東京都千代田区に本店を置き、太陽光発電事業等を行う法人であり、新たな太陽光発電施設用地を探していたところ、周囲に日光を遮断する障害物が無いため、太陽光発電事業に適している申請地につき、譲渡人と売買契約がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを912枚設置、250kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成30年12月に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も締結されております。

事業計画では、整地を行うのみであり、施設周囲を柵塀で囲むことで被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号6番の案件について承認することにご異議ございませんか。

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----|-------------------------------------|----|-------------|----|-----------|----|
| 委員一同                                | <異議なし>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 谷口会長                                | <p>申請番号6番については原案どおり承認することといたします。</p> <p>以上で議案第4号については全てご審議いただきました。</p> <p>次に、『議案第5号』報告事項に入ります。</p> <p>報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 事務局係長                               | <p>&lt;5. 報告事項 17件&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>①農地法第3条の3第1項の規定による届出について</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>②農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>③非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>④地目紹介について</td> <td>1件</td> </tr> </table>                                                                                                                                                     | ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 14件 | ②農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） | 1件 | ③非農地証明願について | 1件 | ④地目紹介について | 1件 |
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について            | 14件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| ②農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） | 1件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| ③非農地証明願について                         | 1件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| ④地目紹介について                           | 1件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 谷口会長                                | ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 谷口会長                                | <p>他にございませんか。</p> <p>無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。</p> <p>その他、何かございますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 濱堀委員                                | <p>今回の取下願に係る件についてですが、事務局の仕事を増やしてしまうかもしれませんが、次回から申請者の方にも納税猶予の制度について事前にお知らせいただけたらありがたいかなと思います。</p> <p>実は今回生前一括贈与に関する申請の取り下げだったのですが、取り下げ理由が行政書士や税理士から、税金が高くなるからやめた方がいいというお話があったからということでした。</p> <p>普通の贈与の場合は税金がかなりかかるということでお話があったのだと思いますが、この場合生前一括贈与ですので、贈与税納税猶予の特例があるのでそんなに税金がかからないと思います。もしかすると、その辺りの制度をご存じない場合や、勘違いされている場合もあると思いますので、その辺りを上手にアドバイスしてあげることができたら農業者も、行政書士、税理士の先生にとってもいいかなと思いますし、我々農業委員もいろいろ勉強できていいのではないかと思います。</p> |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |
| 事務局次長                               | お話しいただきました3条の取り下げ案件につきましては、議案書送付をさせていただきました後の昨日、急遽取り下げということで連絡いただいております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |     |                                     |    |             |    |           |    |

事務局の担当からも、納税猶予の制度が活用できる旨もご説明もさせていただいておりますが、勘違い等もあるかもしれませんので、申請人の方、地元農業委員さんとも十分お話をさせてもらいながら、問題無いようであればまた議案として上げさせていただくこともあるかと思いますので、またよろしく願いいたします。

長谷目委員      先ほどの質問に合わせまして、生前一括贈与をして、その時に納税猶予を受けて、実際の相続が発生した時に、相続税を払うという方法もできますよね。

事務局次長      簡単にご説明させていただきますと、今回の案件の場合は生前一括贈与ですので、まず贈与税がかかってきます。それについて贈与税の納税猶予を申請するようになります。

実際に相続が発生した時点で、今度は相続税がかかってきますので、相続人の方がご希望されれば、相続税の納税猶予を申請していただく形になります。その場合、今後も引き続き農地として活用していただくということが前提にはなっていないと思いますが、流れとしてはそういう流れになります。

谷口会長      他にございませんか。

それでは、これをもちまして平成31年1月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会    14時40分

平成31年1月31日

会 長                      谷口 清美

議事録署名者          小田 常雄

議事録署名者          金田 善雄